「赤ちゃんの駅」協力事業者募集について

市では平成21年4月より、乳幼児(概ね3歳未満の児童)を持つ子育て家族を支援する取り組みの一環として、外出中の親子が授乳やオムツ替えが必要になった時に地域の中で気軽に立ち寄れるような場所を提供するため、市内施設77カ所(令和6年4月現在)を「赤ちゃんの駅」として登録しています。

この「赤ちゃんの駅」事業の協力事業者を募集します。登録後は、施設の入口・受付窓口など利用者がわかりやすい場所に、市の子育て応援キャラクターのクレヨンしんちゃんが目印の「赤ちゃんの駅」のステッカーやポスターの掲示のほか、授乳室・おむつ替え検索地図アプリ「Baby map」への登録をお願いしています。

事業内容

- 1. オムツ替えをするための場所を提供する。
- 2. 母親が人目を気にせず授乳できる場所を提供する。

応募方法

「赤ちゃんの駅」登録申込書を市役所3階こども育成課へ提出してください。

※登録申込書は、春日部市公式ホームページ『春日部市「赤ちゃんの駅」協力事業者募集』のページに掲載されています。

お問い合わせ

こども育成課 こども育成担当 電話番号 048-796-8193

市広報紙などへの広告募集

広報かすかべ広告募集(有料)

広報かすかべは毎月1回9万部発行し、自治会などを通じて配布するほか、市内の公 共施設、駅、金融機関、郵便局、スーパーマーケットや、コンビニエンスストアの一部 店舗にも置いてあります。

紙面に広告を掲載して、あなたの会社やお店の魅力などを宣伝しませんか。

市ホームページバナー広告募集(有料)

市ホームページには月平均約30万件のアクセスがあります。

市のホームページにバナーを表示して、あなたの会社やお店の魅力などを宣伝しませんか。

申し込み方法などは、春日部市公式ホームページ「事業者向け」の広告募集に掲載しています。

詳しくは、下記お問い合わせ先まで

お問い合わせ

シティセールス広報課 広報広聴担当 電話番号 048-736-1120

かすかべ + 1 サポーター (企業サポーター) の募集

「かすかべ+1サポーター」は、春日部のまちの魅力を発信する人がつながって、相互に高め合えるプラットフォームとなることを目指しています。個人サポーターと企業サポーターの2種類があり、ゆるやかにつながりながら「春日部が好き!」を市内全体へ、市外へと広げる活動を進めていきます。「春日部が好き!」な皆さんのご登録をお待ちしています。

活動内容(※以下の方法から、可能な範囲でご協力をお願いします)

- 1. かすかべ+1サポーター「個人サポーター」向けのサービス提供
- 2. 市主催イベントのポスター掲示およびチラシ配架によるPR協力
- 3. 「春日部の良いところ」のSNS等による情報発信・PR活動

特典

- メールマガジンの配信
- ・ メールマガジンおよび市公式 SNS で、サポーターの皆さんの活動(市民向けイベント等)を PR
- 市ホームページおよび市公式 SNS で、サポーターの皆さんの活動をご紹介

活動内容の詳細や申し込み方法などは、春日部市公式ホームページ内シティセールス専用サイト「かすかベスタイル『+1な日々』」にてご確認いただけます。(下記 URL 参照)

〈シティセールスサポーター「かすかべ+1 (プラスワン) サポーター」を募集しています〉

https://www.city.kasukabe.lg.jp/sumiyosa_miryoku/kasukabestyle_puls1nahibi/kasukabenohito/10892.html

詳しくは、下記お問い合わせ先まで

お問い合わせ

シティセールス広報課 シティセールス推進担当 電話番号 048-796-5985

認知症サポーター養成講座について

皆さんの事業所でも認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識 を身につけ安心して暮らせるまちづくりをしませんか。

「認知症サポーター」は、認知症の人やその家族を支え見守る応援者です

認知症の方と家族を支え、多くの方に正しい知識を広めるため、「認知症を知り地域を作る」キャンペーンの一環として、認知症サポーターを全国で養成しています。

65歳以上では約4人に1人が認知症、またはその予備群ともいわれており、認知症について多くの方が正しく理解することが求められております。

1. サポーターになるには

標準で90分程度のサポーター養成講座を受講していただければ、どなたでもサポーターになれます。(受講料は無料)

2. サポーター養成講座の内容は

認知症の基礎知識や、認知症の方と接する際の心がまえ等をお話しします。

3. サポーターになったら何をすればいいのか

できる範囲で認知症の方を温かく見守り、手助けや認知症についての正しい知識を 周りの方に広めることをお願いしています。

サポーターになった方には、サポーター証(カード)をお渡ししています。

また、事業所に認知症サポーターの方がいる場合は、「認知症サポーターがいます」 というロゴの入ったステッカーを希望により配布いたしますので、店頭などに掲示し 認知症の方に優しい対応をお願いします。

講師(キャラバンメイト)の紹介や受講にあたっての相談は下記担当までご連絡ください。

お問い合わせ

介護保険課 地域支援担当 電話番号 048-736-1119 FAX番号 048-733-0220

仕事と介護の両立~介護離職を防ぐために~

高齢者人口の増加とともに、介護保険制度上の要支援・要介護認定者数は増加しており、今後、団塊世代が75歳(後期高齢者)に突入することに伴いその傾向は続くことが見込まれます。

介護者は、とりわけ働き盛り世代で、企業の中核を担う労働者であることが多く、企業において管理職として活躍する方や、職責の重い仕事に従事する方も少なくありません。そうした中、介護は育児と異なり突発的に問題が発生することや、介護を行う期間・方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難となることも考えられます。

このため、厚生労働省では、育児・介護休業法に定められた介護休業制度などの周知 徹底を図り、企業及び労働者の皆さんの課題を把握し事例集を作成するなど、介護を行っている労働者の皆さんの継続就業を促進しています。

介護休業制度 特設サイト

介護休業、介護休暇、短時間勤務等の措置など、仕事と介護の両立支援制度を紹介しています。

詳しくは

介護休業制度 特設サイト

検索

事業主の方へ

厚生労働省では、公式ホームページにおいて事業主の方向けの情報提供サイトを設けています。

詳しくは

厚生労働省 仕事と介護の両立

寅 索

お問い合わせ

介護保険課 計画・事業指導担当 電話番号 048-796-8285

養育費等弁護士相談

離婚後の養育費や面会交流等について無料で相談できます。

対象

● 市内在住のひとり親家庭の親、または、お子さんがいて離婚を考えている方

相談時間

● 月2回 (日程の詳細は市公式ホームページに掲載しています)

 $13:20\sim16:20$

※原則予約制、1人60分、1年度に1人1回まで

場所

● 春日部市役所本庁舎3階 こども家庭センター相談室

お問い合わせ

こども相談課 相談管理担当 電話番号 048-736-1113

小型特殊自動車(フォークリフトなど)を所有している場合は、公道を走らなくても、 ナンバープレートを取得しなければなりません。

小型特殊自動車 (フォークリフトなど) を持っていて、ご登録がお済みでない方は、 春日部市役所市民税課もしくは庄和総合支所総務担当の窓口にて、登録手続きをお願い します。登録手続きにより、ナンバープレートを交付いたします。

納税義務者

- ・小型特殊自動車(フォークリフトなど)を所有している個人、又は法人
- ・所有形態が「リース」で、所有者と使用者が異なる場合は、所有者
- ・所有形態が「所有権留保(ローン等)」の場合は、使用者

登録の手続き

- ・新規購入・譲受・変更などがあった場合は、15日以内に「軽自動車税(種別割)申告(報告)書 兼 標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)」を、届出内容に関する必要書類を添えて提出してください。
- ・車両の取得時に遡って登録が必要になる場合は、軽自動車税も遡及して課税となりま すので、ご留意ください。

必要書類

- 1. 販売証明書
- 2. 本人確認書類 (運転免許証・マイナンバーカードなど)
- 3. (本人以外が申請する場合は) 事業所等との関係を証するもの

税率、各種申請書類については、春日部市公式ホームページに掲載していますのでご 参照ください。

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

市民税課 諸税担当 電話番号 048-796-5413

避難場所の受け入れ地域は特に限定していません。道路の寸断や建物倒壊などによる 避難経路の遮断によって、避難する場所が異なってきますので、あらかじめ家族全員で 話し合い、近くで数カ所の避難場所や連絡方法を確認しておいてください。避難経路は 塀際や狭い路地を避け、広く安全な経路を実際に歩いて、確認しましょう。

また、災害時には地域での助け合い(共助)がとても大切です。自治会に加入し、日頃から、自主防災訓練などの自治会活動に積極的に参加するなど「顔の見える関係」をつくり、協力し合いながら避難するようにしましょう。

春日部市公式ホームページ及び市関連サイト「かすかべ オラナビ」では、避難場所の位置や地震・洪水による被害想定などを掲載した災害ハザードマップ、自助・共助の取り組みや風水害時の避難対策などについて掲載した「春日部市災害対策のすすめ」を始めとする様々な防災情報を掲載しています。是非、ご覧ください。

指定緊急避難場所

災害により、家屋の倒壊・焼失などで、生活の場を失った住民や帰宅困難な市外から の来訪者などが、一時的に安全を確保するための場所です。

指定避難所

災害により、家屋に深刻な被害が発生した、または発生する危険性がある場合などに、 一時的な生活場所として、災害の危険性がなくなるまでの間、被災者が滞在する場所で す。

広域避難場所

地震災害時に発生する大規模な延焼火災から一時的に避難し、安全を確保する場所です。

避難場所一覧

市では、避難場所として、指定緊急避難場所(77ヵ所)と広域避難場所(4ヵ所)を指定しています。災害対策本部の指示により、建屋のある避難場所を、災害の規模に応じて、避難所として開設することとなります。なお、避難所を開設する場合は、建物が安全な状態であることを確認してからとなります。

指定緊急避難場所

番号	施設名	建屋	所在地	電話番号 (048)
1	粕壁小学校	あり	粕壁東 3-2-19	754-6321
2	内牧小学校	あり	内牧 2415-2	752-3256
3	豊春小学校	あり	道順川戸 37-1	754-0726
4	武里小学校	あり	備後西 5-5-2	735-3026
5	幸松小学校	あり	八丁目 353-1	752-3215
6	豊野小学校	あり	銚子口 1087	735-2112
7	武里南小学校	あり	大枝 89 武里団地 2-1	733-6911
8	武里西小学校	あり	大場 822-1	733-7701
9	谷中小記念館	あり	大場 656	_
10	備後小学校	あり	備後西 3-2-1	735-8479
11	八木崎小学校	あり	中央 4-1	754-4433
12	牛島小学校	あり	牛島 1080	761-1689
13	緑小学校	あり	緑町 5-4-1	736-3745
14	上沖小学校	あり	大沼 5-44	736-3710
15	正善小学校	あり	備後東 6-2-1	736-3741
16	立野小学校	あり	南中曽根 1074	736-0001
17	宮川小学校	あり	新方袋 1090	754-7600
18	藤塚小学校	あり	藤塚 82-2	737-5330
19	小渕小学校	あり	小渕 905-1	761-7161
20	春日部中学校	あり	粕壁 4-4-15	761-2253
21	東中学校	あり	樋堀 181-1	752-2454
22	豊春中学校	あり	南中曽根 107-2	752-2717
23	武里中学校	あり	薄谷 3	735-3034
24	(旧)谷原中学校	あり	谷原新田 1507	_
25	大沼中学校	あり	大沼 6-75	736-9986
26	豊野中学校	あり	銚子口 130	737-0440
27	春日部南中学校	あり	武里中野 746	737-2869
28	緑中学校	あり	緑町 5-9-38	737-8447

29	大増中学校	あり	上大増新田 140	737-5100
30	市民武道館	あり	大沼 2-107	738-1020
31	粕壁市民センター	あり	粕壁 6918-1	752-3080
32	内牧市民センター	あり	内牧 4398	752-3255
33	豊春市民センター	あり	上蛭田 101-2	754-0942
34	武里市民センター	あり	備後西 1-13-2	735-3004
35	幸松市民センター	あり	牛島 667-1	752-6065
36	豊野市民センター	あり	銚子口 999	735-0009
37	武里南地区公民館	あり	大枝 89 武里団地 7-5	736-8104
38	武里東公民館	あり	備後東 7-38-16	735-2527
39	藤塚公民館	あり	藤塚 1670-1	735-2528
40	粕壁南公民館	あり	南 1-12-23	738-0088
41	豊春第二公民館	あり	豊町 5-14-1	754-2100
42	幸松第二公民館	あり	小渕 73-1	761-5510
43	内牧南公民館	あり	内牧 1498	761-0065
44	市民文化会館	あり	粕壁東 2-8-61	761-5811
45	大沼公園	なし	大沼 7-12	_
46	内牧公園	なし	内牧 2735-1	_
47	牛島公園	なし	樋堀 626	_
48	八幡公園	なし	粕壁 5597	_
49	一の割公園	なし	一ノ割 947-2	_
50	南栄町第1近隣公園	なし	南栄町 17-1	_
51	谷原第1公園	なし	谷原 1-3	_
52	県立春日部高等学校	あり	粕壁 5539	752-3141
53	県立春日部東高等学校	あり	樋籠 363	761-0011
54	県立春日部工業高等学校	あり	梅田本町 1-1-1	761-5235
55	県立春日部女子高等学校	あり	粕壁東 6-1-1	752-3591
56	春日部共栄高等学校	なし	上大増新田 213	737-7611
57	共栄大学	なし	内牧 4158	755-2932
58	武里大枝市民センター	あり	大枝 89 武里団地	737-8022

			2-1	
	※ < 行わした	+ 10		760 1000
59	総合福祉センター	あり	中央 2-24-1	762-1080
60	健康福祉センター	あり	大枝 89 武里団地	733-5550
	CACIE III CV	<i>ω,</i> ,	7-4	.00 0000
61	男女共同参画推進センタ	あり	緑町 3-3-17	731-3333
01	_	<i>Q</i>)		731 3333
62	薬師沼憩いの家	あり	赤沼 475	738-0300
63	大池憩いの家	あり	南 5-7-13	738-4567
64	(旧) 宝珠花小学校	あり	西宝珠花 593	
65	江戸川小中学校	あり	上吉妻 1	748-1020
66	(旧)富多小学校	あり	神間 872	_
67	南桜井小学校	あり	下柳 3	746-0026
68	桜川小学校	あり	大衾 496-1	746-6238
69	葛飾中学校	あり	永沼 2250-1	746-0002
70	川辺小学校	あり	米島 756	746-0009
71	中野小学校	あり	東中野 654	746-8271
72	飯沼中学校	あり	飯沼 180	746-7321
73	庄和体育館	あり	金崎 616	746-6111
74	子供の町	あり	西金野井 337	746-0206
75	正風館	あり	大衾 307-1	746-6666
76	県立庄和高等学校	あり	金崎 583	746-7111
	東部地域振興ふれあい拠			
77	点施設(ふれあいキュー	あり	南 1-1-7	734-3005
	ブ)			
	l .		1	1

広域避難場所

記号	施設名	所在地	電話番号 (048)
A 大沼公園		大沼 7-12	_
В	牛島公園	牛島 626	_
С	武里団地内公園	大枝 89 武里団地 7	_
D	総合体育施設(ウィングハット)	谷原新田 1557-1	733-7575

お問い合わせ

危機管理防災課 危機管理防災担当 電話番号 048-739-6830

消防団協力事業所表示制度

「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として 広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実される ことを目的とした制度です。

春日部市では、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的として、 消防団に協力している事業所に対して、消防団協力事業所表示証を交付しています。

認定の基準

- 従業員が消防団員として、相当数入団している。
- 従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
- 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。

表示証交付事業所(順不同、敬称略)

- 春日部環境衛生事業協同組合
- 春日部ロイヤルケアセンター
- 有限会社ヨシオカ
- 有限会社和幸観光バス
- 中村商事有限会社
- 株式会社明治住設

お問い合わせ

消防本部総務課 消防団担当

住所 春日部市谷原新田 2097-1 電話番号 048-738-3111

えせ同和行為を排除しましょう

「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな阻害要因となる許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

※部落差別とは…被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由 とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人 権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固 有の重大な人権問題です。

埼葛市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別への正しい理解が図られるよう、人権教育・ 啓発活動を推進しています。

お問い合わせ

人権共生課 人権共生担当 電話番号 048-736-1130

社会教育課 社会教育担当 電話番号 048-739-6808

かすかべ遊学フェスティバル参加事業(生涯学習事業)の募集

「かすかべ遊学フェスティバル」とは、様々な分野で活動する皆さんが、日ごろの生涯学習の成果を発表したり、展示や鑑賞、体験をしたりして、まち全体で楽しい空間を作りあげるイベントです。

春日部市では、毎年10月~12月の3か月間を「かすかべ遊学フェスティバル推進月間」として、この時期に開催する生涯学習事業 (講座、演奏会、展示等)を募集しています。募集期間・申込方法等、詳細については下記担当までお問い合わせください。

参加のメリット

- ①公共施設等に掲示・配布されるポスター・パンフレットや、市ホームページ等で、 事業内容等の情報が掲載されます。
- ②事業名に「かすかべ遊学フェスティバル参加事業」と冠することができます。

開催趣旨・目的

- ①市民に日ごろの学習活動の成果を発表する喜びの場を提供すること。
- ②市民に生涯学習の楽しさや素晴らしさを実感してもらい、学習活動への参加意欲を喚起すること。
- ③市民主体の生涯学習を一層推進し、活力と文化に満ちたまちづくりに寄与すること。

参加基準

- ①原則10月~12月の間に春日部市内で開催される事業であること
- ②事業内容が、次のすべてを満たすものであること
 - ・フェスティバルの開催趣旨及び目的に沿う事業
 - ・一般の人に公開される事業
 - ・政治的、宗教的目的を有しない事業
 - ・営利を主たる目的としない事業
- ・実施に当たっては、安全対策、公衆衛生対策等の措置が十分に講ぜられる事業 ※かすかべ遊学フェスティバルへの参加費用はかかりません。

(ただし、事業経費は主催者の負担となります。)

お問い合わせ

社会教育課 生涯学習推進担当 電話番号 048-763-2425 (視聴覚センター内)

図書館雑誌スポンサーの募集

春日部市立図書館では、雑誌コーナーの充実を図るため「雑誌スポンサー制度」を導入し、スポンサーになっていただける企業等を随時募集しています。

雑誌は、図書館の中でも回転率・利用率の高い資料で、多くの人が利用していますので、広告としてご活用ください。

提供期間

原則1年単位(ただし、年度の途中で申し込みがあった場合は当該年度末まで)

提供雑誌

図書館が作成した雑誌リストの中から選択

配置場所

提供雑誌を所蔵している各図書館

広告掲示

雑誌カバーなどに広告が掲載できます

募集範囲

企業、商店、組織・団体(個人はお受けできません)

※詳細は、春日部市公式ホームページをご覧いただくか、社会教育課までお問い合わせ ください。

お問い合わせ

社会教育課 図書館担当 電話番号 048-739-6810

こどもかけこみ110番の家 市内協力事業者の募集

「こどもかけこみ110番の家」は、地域ぐるみで子どもたちの安全・安心を確保することを目的に、春日部市PTA連合会、春日部市教育委員会、春日部警察署、春日部市防犯協会及び市内小・中・義務教育学校が連携協力し、取り組んでいる事業です。子どもが身の危険を感じた時に「安心して助けを求め駆け込める場所」として、市内各小学校、中学校、および義務教育学校の通学路に面した商店や一般家庭など1,000軒を超える皆さんに協力いただいております。

協力いただける事業者には、「こどもかけこみ110番の家」のプレートを、店頭などの目立つ場所に掲示していただくようお願いしています。

事業内容

- 1. 犯罪等の被害に遭い、または遭いそうになって救助を求めてきた子どもの保護
- 2. 事件・事故の発生を認知したときの110番通報、学校、家庭等への連絡

申込方法等

- 1.協力いただける事業者は、春日部市役所4階春日部市PTA連合会事務局(社会教育課内)へ直接、または電話、ファックスでご連絡ください。
- 2. 春日部市PTA連合会事務局(社会教育課内)から該当する学校のPTAに連絡を します。
- 3.「こどもかけこみ110番の家」の設置に関する手続きは、各学校のPTAが行いますので、協力いただける事業者には各学校のPTAから改めて連絡をします。
- 4.「こどもかけこみ110番の家」のプレートは、各学校のPTAからお渡ししますので、店頭など目立つ場所に掲示してください。

お問い合わせ

春日部市PTA連合会事務局(春日部市教育委員会 社会教育課内 社会教育担当) 電話番号 048-739-6809 FAX番号 048-737-3681

埋蔵文化財の取り扱いについて

市内で次の土木工事などを行う場合は、工事予定地に埋蔵文化財(土器や石器、竪穴住居跡、貝塚、古墳など)が包蔵される可能性があるか、事前に文化財課へお問い合わせください。場所や工事内容によっては、工事着手前に書類の提出や埋蔵文化財調査が必要となります。

主な工事などの種類

- ・道路や鉄道、電気、水道、ガスなどの工事
- ・住宅や店舗、倉庫、工場などの建築
- 宅地造成
- 観光開発
- •農業基盤整備
- 土砂採取
- ・その他地面を掘削する工事

問い合わせ方法

市役所本庁舎4階 文化財課窓口へ直接、または電話、ファックスでお問い合わせください。

工事予定地に埋蔵文化財が包蔵される可能性がある場合

埋蔵文化財の取り扱いに関する書類を提出してください。春日部市公式ホームページ において、様式を掲載していますのでご参照ください。

お問い合わせ

文化財課 文化財担当 電話番号 048-739-6811 FAX番号 048-737-3681

春日部市防犯のまちづくり推進条例第6条では、

「事業者は、(条例の)基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、 犯罪の防止に必要な措置を講じ、防犯活動に取り組み、市が実施する防犯のまち づくりの施策に協力するよう努めるものとする。」 としています。

春日部市では、防犯のまちづくりのため基本的な取組を設定し、施策を展開してい



1 自分の安全は自分で守る、及び社会的な規範を守るという意識の高揚を図る取組 【施策の内容】

犯罪を起こさせにくい地域環境をつくるため、市民一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」「社会的な規範やルールを守る」という意識の高揚に繋がる普及・啓発活動に取り組んでいきます。

また、児童・生徒・学生を対象にSNS及びスマートフォン利用による危険性や 闇バイト問題等、各年代に応じた防犯教室や講習会等を関係機関・団体と連携して 開催し、被害者にも加害者にもならないための啓発活動を実施します。

【主な取組】

① 普及・啓発活動の実施

- □警察及び関係機関等の連携による防犯キャンペーンや春日部市地域安全・ 暴力排除大会等の実施
- □公共施設への懸垂幕、犯罪・非行防止標語の掲示等
- □広報かすかべ、市公式ホームページ、市公式SNS、デジタルサイネージ (以下、「広報かすかべ等」という。)、安心安全メール、防災行政無線を活 用した防犯意識の向上
- □防犯協定等の締結

② 犯罪・非行防止の推進等

- □出前講座を利用した防犯教室・防犯講話の開催
- □児童・生徒・学生を対象とした防犯教室・防犯講話の開催
- □各地区補導会と連携した非行防止パトロールの実施
- □自主防犯活動団体と連携した防犯パトロールの実施
- □青色回転灯車による防犯パトロールの実施





【埼玉県と連携した防犯のまちづくり街頭啓発キャンペーン】

2 子どもや女性、高齢者等を守るための取組

【施策の内容】

子どもや女性、高齢者等に対する犯罪を未然に防止するため、関係機関・団体と 連携し、犯罪情報や被害防止対策についての普及・啓発活動や見守り活動の推進及 び支援を実施します。

犯罪に巻き込まれない知識を身につけるための参加・体験型の防犯教室や研修等 の開催を推進します。さらに、必要な時に相談出来る女性総合相談及び消費生活相 談等の窓口の提供や充実を図ります。

また、子どもに対する見守り活動の強化や通学路の安全点検、通学路における街 頭防犯カメラの増設等を行います。

【主な取組】

1	防犯线	敗育及	が啓	桑活	動の	宝施
U	127 JP 4	以日ル		兀巾	玉川 マノ	アルじ

- 口出前講座を利用した防犯教室・防犯講話の開催 □児童・生徒・学生を対象とした防犯教室・防犯講話の開催 □広報かすかべ等を活用した防犯意識の醸成 □警察及び関係機関等の連携による防犯キャンペーン ② 相談窓口情報の提供等 □女性総合相談、市民相談、人権相談、消費生活相談、犯罪被害者支援窓□、 福祉総合窓口等の各種相談窓口情報の周知
- □行政職員・相談員等の各種相談窓口の相談能力の向上

③ 登下校時における子どもの安全対策

- □学校、通学路、公立保育所及び児童館等の安全点検の実施と適正な管理
- □学校、PTA、交通指導員及び自主防犯活動団体等と連携した登下校時の 安全の確保
- □市職員による青色回転灯車による防犯パトロールの実施
- □学校・通学路の防犯カメラの設置

④ 見守り活動等の支援

- □自主防犯活動団体への防犯パトロール用品、ボランティア保険の適用等の 各種支援
- □「こどもかけこみ110番の家」の周知・支援
- □「うごく子ども110番」活動の周知・支援
- □各地区補導会と連携した非行防止パトロールの実施

3 お互いが支え合う地域社会の形成を支援するための取組 【施策の内容】

家族や地域での絆や連携の強化及び自主防犯活動を行いやすい環境づくりを支援するための取組を行います。

市、市民及び事業者と防犯協会や警察等の関係機関が連携を強化し、防犯活動体制の充実を図り、地域ぐるみで防犯のまちづくりを推進します。

また、犯罪被害者等が受けた被害の軽減または回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す取組を行います。

【主な取組】

① 防犯活動体制の整備

- □自治会等の自主防犯活動に関する各種支援
- □青色回転灯車防犯パトロール活動に関する各種支援
- □「こどもかけこみ110番の家」の周知・支援
- □「うごく子ども110番」活動の周知・支援

② 地域防犯活動のネットワーク化等

- □防犯協定等の締結
- □警察及び関係機関等の連絡会議の開催
- □防犯のまちづくり推進功労者等の表彰等
- □市職員及び市民による青色回転灯車防犯パトロール活動

③ 犯罪被害者等の支援

- □犯罪被害者支援窓口の周知
- □犯罪被害者支援窓口の強化
- □犯罪被害者に対する適切な支援の推進
- □犯罪被害者支援キャンペーンの実施





【青色回転灯車防犯パトロール活動】

4 安全な都市環境の整備を図る取組

【施策の内容】

公共空間や公共施設に犯罪防止の視点を取り入れ、領域性の強化と監視性の確保 に努め、犯罪に対する安全性を向上させます。

住宅及び地域社会において、領域性の強化と監視性の確保を高め、犯罪に対する 安全性を向上させるように周知します。

また、空き地・空き家において、不審利用や放火等の危険につながらないように、 所有者等に対して適正な管理するように推進します。

【主な取組】

1	公共空間及1	び公共施設	の防犯性の	さらな	る向ト
(I	ムスエ叫及い	ノムス側の取り	Vノ 191」 316 1五 Vノ	ヒンゆ	7 PJ

□防犯に配慮した道路の設置及び管理
□防犯に配慮した駐車場・駐輪場の設置及び管理
□防犯に配慮した公園・公衆トイレの設置及び管理
□街頭防犯カメラの適正な管理
□通学路における街頭防犯カメラの増設
□公共施設への防犯カメラの設置及び管理

② 住宅の防犯対策強化

□住宅防犯に関する情報提供
□防犯対策グッズを配付する街頭防犯キャンペーン等の実施
□侵入恣防止対策キャンペーンの実施

③ 地域の犯罪抑止

- □一戸一灯運動の周知
- □地域の安全点検、落書き消し及び違法立て看板撤去等の環境美化活動の促進

④ 空き地・空き家等対策の推進

- □放火や不審利用対策のため、所有者に対し、定期的な見回り及び適正な管理等の注意喚起を実施
- □空き地・管理不全の空き家への火災予防

5 犯罪・防犯情報の迅速で的確な提供、共有化を図る取組

【施策の内容】

犯罪の発生状況や必要な防犯対策等に関する情報を、市民、自治会、自主防犯活動団体及び事業者等に対して、様々な手段方法を活用して広く提供します。

また、広報かすかべ等、安心安全メール、防災行政無線等を活用し、犯罪や防犯情報の共有化を図ります。

【主な取組】

① 広報・啓発活動の実施

- □広報かすかべ等、安心安全メール、防災行政無線を活用した情報提供
- □青色回転灯車防犯パトロール車を活用した情報提供
- □街頭啓発活動、市主催の大型イベント等を活用した情報提供

② その他活動の実施

- □安心安全メールの登録に対する啓発活動
- □出前講座を活用した防犯教室の開催





【安心安全情報メール「かすかべ」】

6 暴力団排除活動を推進するための取組

【施策の内容】

暴力団及び暴力排除運動を展開することで、暴力のない明るい住みよいまちづくりを推進する取組です。また、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを地域全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、暴力団排除活動を推進します。

【主な取組】

① 暴力団排除活動の実施

- □広報かすかべ等を活用した啓発活動
- □暴力団・暴力排除意識の高揚を図る大会の開催
- □暴力団対策研修会の開催
- □暴力団の祭事からの排除
- □暴力団の公共事業からの排除
- □暴力排除推進協議会と連携した各種活動

② その他活動の実施

- □暴力団による公共施設の利用制限
- □暴力団による市営住宅の利用制限





【祭事における暴力団排除活動】

7 特殊詐欺被害防止や犯罪情勢に応じた防犯活動への取組

【施策の内容】

高齢者等を狙った特殊詐欺の被害を防止するため、本人及び家族を通じた注意喚起や防犯知識の浸透、特殊詐欺対策機器を普及促進する取り組みを実施します。

また、地域の犯罪情勢に応じ、多発傾向にある犯罪や最も多くの被害が発生している自転車盗を中心に、犯罪発生情報の発信及び被害を防止するために必要な防犯知識の浸透、犯罪を起こさせにくい環境づくりを推進します。

【主な取組】

① 特殊詐欺被害防止対策の推進

- □特殊詐欺被害防止キャンペーンの実施
- □出前講座を活用した防犯教室の開催
- □特殊詐欺対策機器の普及活動
- □自主防犯活動団体と連携した防犯モデル地区キャンペーンの実施

② 自転車盗防止対策の推進

- □自転車の施錠及び駐輪場の適正利用の普及活動
- □自転車盗防止キャンペーンの実施
- □出前講座を活用した防犯教室の開催

③ 侵入盗防止対策の推進

- □住宅防犯に関する情報提供
- □防犯対策グッズを配付する街頭防犯キャンペーン等の実施
- □侵入盗防止対策キャンペーンの実施





【敬老の日における家族を通じた特殊詐欺被害防止キャンペーン】

8 消費者被害防止のための取組

【施策の内容】

加齢等により判断能力が低下しているとされる高齢者だけでなく、判断能力が低い児童・生徒等の若年者に対しても消費生活に関する情報を提供し、消費者被害を 未然に防止する取組を実施します。

また、消費生活センターの存在・役割を周知し、早期の相談につなぐとともに、 消費者被害にあった際にも、相談者に寄り添った対応をします。

【主な取組】

① 消費生活に関する情報の提供、消費生活センターの周知

- □広報かすかべ等を活用した啓発活動
- □関係機関と連携を取った情報の提供
- □啓発活動に合わせた消費生活センターの周知
- □市内大学における啓発活動
- □市主催の大型イベントでの啓発活動
- □消費生活センターの相談窓口等の周知



消費生活に関する講話】

【出前講座を利用した

② 消費生活に関する情報の共有化

- □広報かすかべ等を活用した消費生活センターの周知
- □消費者ホットライン「188 (いやや)」の周知
- □出前講座を利用した消費生活に関する講話の開催

③ 職員・消費生活相談員の相談能力の向上

- □行政職員を対象にした研修に参加し研鑽を図る
- □消費生活相談員を対象にした研修に参加し研鑽を図る
- □出前講座等で講話することで伝える力の研鑽を図る



【消費者庁 旧賃 ロップ トノイン 188 イメージキャラクター イヤヤン】

お問い合わせ

くらしの安全課 交通防犯担当 電話番号 048-736-1126

特殊詐欺被害の発生については、依然として高い水準を示しており、被害の発生を 抑止するには至っていない状況にあります。

特殊詐欺の撲滅に向けて、これまでも各種対策を実施してきましたが、依然として 詐欺被害が多発している状況を踏まえ、被害の未然防止のため市、市民、事業者、関 係機関が連携した対策が必要です。

■特殊詐欺被害認知件数と被害金額の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	33 件	31 件	20 件	39 件	37 件
被害金額	6,347 万円	5,466 万円	3,344 万円	8,425 万円	1億6,325万円

被害の未然防止に向けて

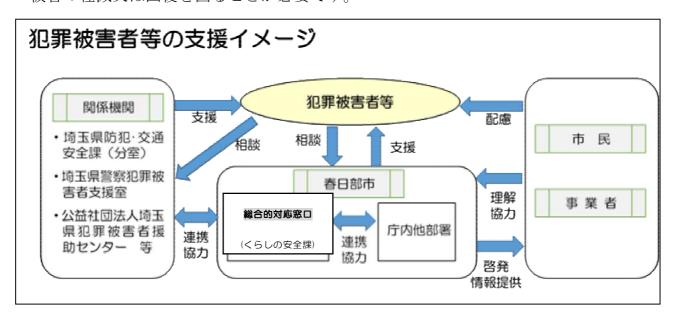
- 社員・従業員の家庭内でのコミュニケーションや意識啓発
- 子供や孫世代から両親や祖父母に対しての注意喚起の実施
- 業務を通じた見守り、世帯訪問などによる被害防止・注意喚起の実施
- 挙動の不審な高齢者に対する積極的な声かけ
- 特殊詐欺に有効な通話録音装置の設置及び普及促進
- 被害防止啓発キャンペーンへの協力
- 不審な人物が多数出入りしている賃貸マンションやオフィスなど振り込め詐欺の犯 行拠点等に関する情報提供
- 事業用車両を活用したステッカー、マグネットの貼付による広報啓発活動
- 犯罪に関係するドライブレコーダー映像の提供
- 安心安全情報メール「かすかべ」振り込め詐欺情報配信メールの活用

お問い合わせ

くらしの安全課 交通防犯担当 電話番号 048-736-1126

これまで、犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、その権利が尊重されてきたとは言い難く、また、十分な支援を受けられず、さらには、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後の二次的被害に苦しめられることも少なくありませんでした。

市民の誰もが犯罪被害者等となる可能性があるからこそ、犯罪被害者等の権利・利益の保護が図られる社会の実現に向けて、市、市民、事業者、関係機関等が連携し、被害の軽減又は回復を図ることが必要です。



犯罪被害者等の被害の軽減又は回復に向けて

- 犯罪被害者等が地域において再び平穏な生活を送れるようになるためには、事業者の 理解と配慮が不可欠であり、また、二次的な被害を生じさせないことが必要です。
- 市や関係機関等が実施する施策が効果を発揮するためには、事業者の理解と協力が必要です。
- 犯罪被害者等が孤立してしまうことは少なくなく、事業者が犯罪被害者等の支援の担い手として自覚を持ち、行動することが期待されます。
- 犯罪被害者等は、犯罪被害による刑事手続や民事手続への対応のため仕事を休まざる をえないことがあります。事業者は、これら犯罪被害者等が置かれている状況を踏ま え、犯罪被害者等の就労及び勤務について、配慮した対応に努める必要があります。

お問い合わせ

くらしの安全課 交通防犯担当 電話番号 048-736-1126

市の補助制度を使って耐震診断、耐震改修を!

春日部市では、一定の条件に適合する建築物の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用に対して補助制度を設け、災害に強いまちづくりの実現に向けて耐震化を推進しています。

所有されている建築物について安心して使用できる環境を整備するため、住宅耐震改修等補助制度を活用した耐震診断・耐震改修の実施をご検討ください。

●制度概要

【対象建築物(抜粋)】

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手し建築された、

- ・住宅(一戸建て住宅、長屋及び店舗等の用途を兼ねるもので、本人が所有かつ、居 住)
- ・ 戸建て空家 (居住されないことが常態である住宅であり、本人が所有)
- ・分譲マンション(階数が3以上、かつ、延べ面積が1,000㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物で、全戸数の過半以上に居住があり、耐震実施について合意されたもの)
- ・地区集会施設等(春日部市自治会連合会に加入し、春日部市自主防災組織を設立している者が管理している集会所など。非常用物資の備蓄機能を兼ね備え、災害時の一時避難用の対応が可能であることが必要)
- ・緊急輸送道路閉塞建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第14条第3号に規定する建築物のうち、県計画において位置付けられている第一次特定緊急輸送道路(国道4号、国道4号バイパス、国道16号)にその敷地が接する木造以外かつ3階以上の建築物であり、建築物の高さが前面道路幅員に対して一定の条件に該当するもの。なお、当該建築物がマンションの場合は、全戸数の過半以上に居住があり、耐震実施について合意されていることが必要)

【補助率等】

	耐震診断	耐震改修工事
補助率	2/3	2 3 %
	○住宅(一戸建て住宅・店舗兼用)	○住宅(一戸建て住宅・店舗兼用)
	上限 5万円/1棟	上限 40万円/1棟
	※ 65歳以上の方が居住者に含ま	※ 65歳以上の方が居住者に含ま
	れる場合、さらに5万円上乗せ	れる場合、さらに20万円上乗せ
	○住宅(長屋)	○住宅(長屋)
	上限 100万円/1棟	上限 200万円/1棟
	※ 住戸の戸数に5万円を乗じた額	
	と比較し、低い額が補助対象	
補助限度額	○戸建て空家	○戸建て空家
	上限 5万円/1棟	上限 40万円/1棟
	○分譲マンション	○分譲マンション
	上限 100万円/1棟	上限 200万円/1棟
	○地区集会施設等	○地区集会施設等
	上限 5万円/1棟	上限 40万円/1棟
	○緊急輸送道路閉塞建築物	
	上限 300万円/1棟	

[※]申請にあっては、事前相談が必要になりますので、詳しくは下記担当までご連絡ください。

お問い合わせ

建築課 建築安全担当 電話番号 048-796-8046

「春日部フィルムコミッション」でのロケ地募集

春日部市は都心から近く、緑豊かな自然環境に恵まれ、また、市街地などの都市機能も有しており、名所・歴史・芸術の薫る街並みなど様々な見どころがあることから、テレビや映画のロケ地として便利な環境を備えています。

このようなことから、市では映像を通してより多くの人たちに春日部市の魅力をPR し、市のイメージアップや観光振興および地域の活性化を図ることを目的とした「春日部フィルムコミッション」を立ち上げ、テレビ・映画・CMなどの撮影の支援を行っています。

春日部フィルムコミッションでは、市内のあらゆる事業所、店舗、工場、倉庫、病院など、ロケ地となる物件を広く募集しています。登録費用はかかりません。

映像制作にご協力いただける事業所の皆様から、たくさんの登録をお待ちしています。

ロケ地の登録要件

- 物件の所在地が春日部市内のものであること
- 自己所有、又は自己の責任のもと管理している物件であること
- 下記の留意事項に同意できること

登録方法

- 春日部市公式ホームページの「春日部フィルムコミッション」ページから『ロケ地 物件登録票』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、下記担当へ提出してく ださい。
- 市公式ホームページ等に掲載する写真は、春日部フィルムコミッションで撮影しますが、掲載にあたり、あらかじめご了承ください。

撮影までの流れ

- 映像制作者から撮影支援依頼があった場合、春日部フィルムコミッションから登録者へ連絡します。
- 撮影スケジュールや撮影条件などについて、春日部フィルムコミッション、映像制 作者及び登録者の間で確認・検討を行い、合意が得られた場合に撮影となります。

留意事項

- 撮影に際しての事故・器物の破損などは、映像制作者が加入する保険対応となります。春日部フィルムコミッションは責任を負いません。
- 登録内容の取り下げや変更などが生じた場合は、速やかに春日部フィルムコミッションへ連絡してください。
- 個人情報については、春日部フィルムコミッションに係る連絡以外に使用しません。

お問い合わせ

観光振興課 観光振興担当 電話番号 048-736-1129

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律は、行政機関や事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

「不当な差別的取扱い」が禁止されました

● 正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることが禁止されました。

【不当な差別的取扱いに当たり得る例】

障害があることを理由に、

- ・ 入店や入会を拒否する。
- ・窓口対応を拒否する。
- 住宅の賃貸を拒否する。
- 対応の順序を劣後させる。
- ・食事の提供等を拒む。

令和6年4月1日から「合理的配慮の提供」が努力義務から法的義務になります

令和6年4月1日から、障がいのある人とない人の平等な機会を確保するため、障害 状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することが法的義務にな ります。

【合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例】

- ・段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープ を渡す。
- ・配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。
- ・目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。

【合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例】

- 筆談、読み上げ、手話などの複数コミュニケーション手段を用いる。
- ・意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- ・駐車場などで通常、口頭で行なう案内を、紙にメモをして渡す。

【その他の例 (ルール・慣例の柔軟な変更)】

- ・順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を 入れ替える。
- ・立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障が い者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

差別とならない場合

- 正当な理由がある場合は差別にはなりません。
 - ・安全確保、財産保全、事業目的・内容、損害発生の防止などを総合的・客観的に判断 してください(理由は説明しなければなりません)。
- 過重な負担がかかる場合は差別にはなりません。
 - ・事業への影響の程度、実現困難度、費用・負担の程度、事業規模、財政状況等により 総合的に判断してください。

お問い合わせ

障がい者支援課 障がい者支援担当 048-736-1131

SAITAMA出会いサポートセンターについて

市では、結婚に結び付く出会いの場を創出し、結婚を希望する方々が主体的に活動しやすい環境づくりを進めることを目的として、埼玉県、企業、民間団体等との連携による「SAITAMA出会いサポートセンター」の取組みに参加しています。

1. SAITAMA出会いサポートセンターとは

結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供し、会員制のAIマッチングシステムによる1対1の出会いのサポートや、相談員による結婚相談など、出会いから交際、結婚まで丁寧なサポートを行う埼玉県の結婚支援センターです。

2. 個人で入会をご希望の方

埼玉県内に在住、在勤、または近い将来埼玉県への移住をお考えの20歳以上の独身の方はご登録いただけます。(登録には電話回線のあるスマートフォンが必要です。)

利用登録料は16,000円(税込み、2年間有効)です。春日部市在住の方は割引料金の11,000円が適用されます。

3. 企業で会員登録をご希望の方

SAITAMA出会いサポートセンターは埼玉県、市町村、企業等で構成される運営協議会によって運営されており、運営協議会にご登録していただける企業を募集しています。企業会員への登録に必要な会費、手続き等につきましては埼玉県ホームページ (http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kekkon/deai-support-center/center-top.ht ml#kigyokaiin) をご確認ください。

4. SAITAMA出会いサポートセンターホームページ

入会に関する登録の手順や必要書類などの詳細につきましては、SAITAMA出会いサポートセンターホームページ (https://www.koitama.jp/) をご確認ください。

お問い合わせ

こども育成課 こども育成担当 電話番号 048-796-8193

かすかべ自治会カード 市内協力事業者の募集

自治会連合会では、地域経済も含めた地域コミュニティ全体の活性化に向けて、自治 会カード事業を実施しています。

当事業では、事業者の皆様から過度な負担とならない位のサービスをご提供いただき、 自治会員も日常生活や自治会活動において可能な範囲で地域のお店での買い物を推奨していきます。地域の事業者の皆さんと自治会員の顔の見える関係を作りながら、地域も元気になってもらうことを目指しています。

特典・サービスの一例

かすかべ自治会カードの提示で・・・

- ・お店独自のポイントカードのポイント○倍
- ・商品の代金から○%割引
- ・通常○○○○円のところ、○○○円引き
- ・大盛り無料や、ソフトドリンクサービス
- ・来店や、購入時に粗品進呈 など、特典内容は自由に設定していただけます。

申込方法

(1)協力申込書に必要事項をご記入し、春日部市自治会連合会事務局(春日部市役 所市民参加推進課内)へご提出ください。

提出方法は持参、郵送、電子メール、FAXいずれでも構いません。

- ※協力申込書は春日部市自治会連合会ホームページからもダウンロードできます。 http://kasukabe-jichiren.net
- (2)協力申込書を受領した後、店舗に掲示をしていただく「協力事業者ステッカー」をお送りします。
- (3) ステッカーが届きましたら、提供いただく特典の内容を記入していただき、店 内や店頭のお客様が見やすい場所に掲示してください。
- (4) 掲示用の店内ミニのぼり及び店外のぼりについては、希望制とし1店舗1本ず つとさせていただきます。また、大変申し訳ありませんが、数量の都合上ご希望 に添えない場合がありますのでご了承ください。
- お問い合わせ 春日部市自治会連合会事務局(市民参加推進課内 市民参加・国際担当) 電話番号 048-736-1127

「春日部市はあなたのライフスタイルを応援します!!」

※令和6年7月1日以降の申請より、春日部市空き家リノベーションまちづくり事業の補助制度が改正となります。詳しくは市 HP をご確認いただくか、住宅政策課へお問い合わせください。

空き家の利活用により市内への定住促進と地域の活性化を目的とし、市内の空き家のリノベーション工事(内装・水周りの改修、サッシや外壁の改修など)に係る費用の一部を最大60万円補助(空き家バンクに登録していない住宅または店舗は最大30万円)します。

空き家バンクについて

「空き家を売りたい・貸したい所有者等」と「空き家を買いたい・借りたい利用希望者」とをマッチングさせるものが、空き家バンクです。空き家バンクに登録したい空き家をお持ちのかたも、空き家を探しているかたも、お気軽にお問い合わせください。

※利用希望者との間で契約を締結した場合は、協定事業者へ所定の仲介手数料を支払 う必要があります。

1. 空き家バンク改修支援型補助金

●対象空き家

- ・春日部市空き家バンクを利用して取り引きされた空き家であること
- ・リノベーション後の用途が住宅・店舗併用住宅・店舗のいずれかであること
- 一戸建ての空き家であること
- ・リノベーション後の用途が住宅の場合は、床面積が55㎡以上であること
- ・建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた建築物であること (耐震性能が不十分な場合は耐震改修を行うなど、耐震性を確保すること)
- ・各法令に違反しないこと

●対象者

- ・空き家の所有者等または空き家の購入者
- ・市区町村税を滞納していないかた

●対象工事

空き家の安全性、居住性、機能性などの維持または向上のために行う修繕、改修、 間取りの変更、補強などに係る工事(耐震補強工事は除く)

●対象経費

上記の対象工事に要する費用で、総額が40万円以上であるもの

●補助金額

最大60万円

内訳:補助金額(ベース) 20万円

居住誘導区域内の場合 プラス35万円

市内業者を利用した場合 プラス5万円

2. 空き家バンク建替え支援型補助金

●対象空き家

- ・春日部市空き家バンクを利用して取り引きされた空き家を解体し、建替えをした こと
- ・建替え後の用途が、住宅・店舗併用住宅・店舗のいずれかであること
- 一戸建ての空き家であること
- ・建替え後の用途が住宅の場合は、床面積が55㎡以上であること
- 各法令に違反しないこと

●対象者

- ・空き家の購入者
- ・市区町村税を滞納していないかた

●対象工事

空き家の建替えに係る工事(解体工事と合せて行う新築工事)

●対象経費

上記の対象工事に要する費用で、総額が40万円以上であるもの

●補助金額

最大60万円

内訳:補助金額(ベース) 20万円

居住誘導区域内の場合 プラス35万円

市内業者を利用した場合 プラス5万円

3. 空き家バンク登録外住宅改修支援型補助金

●対象空き家

- ・リノベーション後の用途が住宅または店舗併用住宅であること
- ・一戸建ての空き家または区分所有建物の空き室
- ・リノベーション後の住宅部分は、床面積が55㎡以上であること
- ・建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた建築物であること (耐震性能が不十分な場合は耐震改修を行うなど、耐震性を確保すること)
- ・各法令に違反しないこと

●対象者

- ・空き家の購入者
- ・市区町村税を滞納していないかた

●対象工事

空き家の安全性、居住性、機能性などの維持または向上のために行う修繕、改修、 間取りの変更、補強などに係る工事(耐震補強工事は除く)

●対象経費

上記の対象工事に要する費用で、総額が40万円以上であるもの

●補助金額

最大30万円

内訳:補助金額 (ベース) 10万円 居住誘導区域内の場合 プラス17万5千円 市内業者を利用した場合 プラス2万5千円

4. 空き家バンク登録外店舗改修支援型補助金

●対象空き家

- ・リノベーション後の用途が店舗であること
- ・都市機能誘導区域内の空き家であること
- ・かすかベンチャー応援補助金の交付を受けていない空き家であること
- ・各法令に違反しないこと

●対象者

- ・空き家の所有者
- ・市区町村税を滞納していないかた

●対象工事

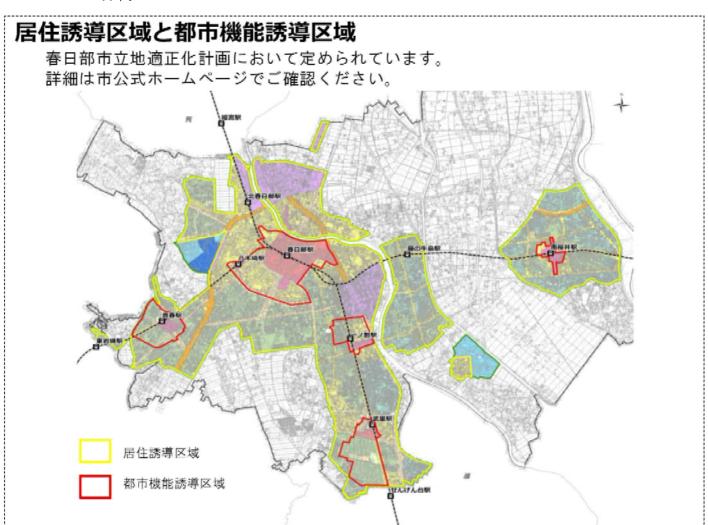
空き家の安全性、居住性、機能性などの維持または向上のために行う修繕、改修、 間取りの変更、補強などに係る工事(耐震補強工事は除く)

●対象経費

上記の対象工事に要する費用で、総額が60万円以上であるもの

●補助金額

30万円



5. 申請書等の提出について

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、**リノベーション工事を実施する日の 14日前まで**に住宅政策課窓口へ提出してください。申請書は以下の施設で配布のほか、 市ホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ

住宅政策課 住宅政策担当 電話番号 048-796-8159

春日部市住宅リフォーム助成金について

既存住宅の有効活用の促進と住宅環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、市民が実施する住宅リフォームにかかる費用の一部を助成します。

1. 助成対象工事

次のいずれかに該当する工事が対象となります。

- ①住宅の内外装工事(外装工事は、市内業者が施工した場合のみ対象)
- ②住宅の増築又は間取りの変更に係る工事
- ③浴室やトイレ等、水回りの改修工事
- ④その他市長が適当と認める工事

2. 助成対象費用

- ①助成対象工事に関する費用(消費税及び地方消費税を含む)
- ②令和6年4月1日以降に契約を結んだ工事で、助成金交付決定御に着手し、かつ 令和7年2月28日までに春日部市住宅リフォーム助成金交付要綱第10条の規 定による完了報告をすることができる工事であること
- ③施工業者が行う工事であること
- ④他の補助制度等を利用した工事でないこと

3. 助成率

- ①市内事業者が施工 10%
- ②市外事業者が施工 5%

4. 上限額

10万円

5. 対象者

- ①本市の住民基本台帳に記録されていること
- ②工事を行う住宅の所有者で、当該住宅に現に居住し、引き続き3年以上居住する 意思があること。
- ③当該住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号)に違反しない建物である

こと

- ④市区町村税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税を滞納していないこと
- ⑤春日部市暴力団排除条例(平成24年条例第31号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団及び第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

6. 対象者

- ①春日部市リフォーム助成金交付申請書(様式第1号) ホームページからダウンロード、または住宅政策課窓口にて配布
- ②案内図

リフォーム工事する住宅の場所のわかるもの

- ③工事の内容がわかる図面 リフォーム箇所のわかるもの
- ④工事の見積書又は工事の請負契約書等の写し リフォームにかかる費用のわかるもの
- ⑤工事着手前の工事箇所の写真 リフォーム工事施工前の状況が確認できるもの

7. 申請方法及び提出先

春日部市役所4階の住宅政策課の窓口に直接持参

8. 申請期間

令和6年5月1日(水曜日)~令和7年1月31日(金曜日)

(注意) 予算がなくなり次第、受付を終了します

同日付けで予算を上回る複数の申請を受付した場合には抽選となります。

抽選の対象は、予算額に達した日(受付終了日)に受付した申請となります。

お問い合わせ

住宅政策課 住宅政策担当 電話番号 048-796-8159